

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
<small>とちぎけん おおたわらし だいひょう とちぎけん</small> 栃木県大田原市、(代表)栃木県	平成20年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
大田原市産業文化部農林整備課	0287-23-8126	0287-23-8782	nourin@city.ohatawara.tochigi.jp
栃木県農政部農村振興課	028-623-2363	028-623-2337	noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	1年	設定する目標は計画区域における基盤整備事業着手までの数年とし、以下により求めることとする。 $\text{計画区域における基盤整備事業着手までの数年(年)} = \text{事業実施後、基盤整備事業の着手までの数年(年)}$
事業活用活性化計画目標の設定根拠 二輪地区は、大田原市の南東部に位置し、一級河川那珂川の右岸に開けた水田地帯であるが、農業の基盤整備が実施されていないため区画形状は狭小で不整形である。 そのため、平成22年度に基盤整備事業に着手し、農作業の効率化、低コスト化を図り、生産性の高い農業基盤を確立することにより、農業経営者の農業に対する意欲の増進や担い手への農地集積を進め、農業従事者等の定住促進を図る。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
		1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠	
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
- ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
 - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)
 - 輸出量の増加率(%)＝優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)÷現在の年間輸出量(t)×100-100
 - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)
 - 交流人口の増加数＝優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数
 - 定住人口の増加数＝優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数
- ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
 - なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
- ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

事前点検シート

計画主体名	栃木県大田原市・栃木県	
計画期間 実施期間	平成20年度～平成23年度 平成20年度～平成21年度	総事業費(交付金) 1,424千円(712千円) 1,392千円(696千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	■	法律第1条及び第3条、基本方針の第1及び第2に適合し、実施要綱、要綱にも適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	■	大田原市農業振興地域整備計画等との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	■	関係農業者からの要望を基に事業計画化をしている。
事業の推進体制は確立されているか	■	地元推進委員会・区長・県・市で連携を図りながら事業推進がなされている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	■	農業基盤の整備により営農条件が改善され、農業従事者の意欲を上げて安定した農業経営の持続を図ることにより定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	■	計画区域における基盤整備事業着手が平成22年度であり、また、ガイドライン及び実施要綱の規定に照らして、計画期間(平成20年度～平成23年度)、実施期間(平成20年度～平成21年度)は妥当である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	■	範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	■	新たに実施するものであり、自力若しくは他の助成の切り替えなどの事業ではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	■	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	■	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、「④農用地集団化」については、投資効果を1.0とみなして算定できるものとされている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	■	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、「④農用地集団化」については、投資効果を1.0とみなして算定できるものとされている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	■	実施要綱第3、実施要綱第2の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	■	受益は31戸多数に及ぶものを土地改良事業団体連合会が事業主体とまって実施するものであり、個人に対する交付ではない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	■	経営体育促進進地等調整事業の積算基準に基づき算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	■	経営体育促進進地等調整事業の積算基準に基づき算定している。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	■	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	■	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	■	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	■	計画主体である大田原市において予算化される見通しである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	■	該当なし
収支を伴う施設等については収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。